

第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討会設置要綱

（設置）

第1条 第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下「第2次計画」という。)策定に際し、庁内における施策の調整を図るため、宝塚市環境推進調整会議設置要綱第6条第1項の規定に基づき、第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第2次計画の策定上の情報共有に関すること。
- (2) 第2次計画の策定に関し、施策の調整に関すること。

（組織等）

第3条 検討会は、別表の職にある者をもって組織する。

- 2 検討会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長には環境室長を、副会長には地域エネルギー課長をもって充てる。
- 4 会長は、検討会を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会の委員（以下「委員」という。）以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員は、会議に出席できない場合は、その代理者（以下「代理委員」という。）を指名し、会議に出席させることができる。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、地域エネルギー課で行う。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)9月17日から施行し、第2次計画の策定完了をもって廃止する。

別表（第3条関係）

部組織等	役職名
企画経営部	政策推進課長 施設マネジメント課長
総務部	管財課長
都市安全部	公園河川課長 道路政策課長
都市整備部	都市計画課長 建築指導課長
健康福祉部	健康推進課長
環境部	環境室長 地域エネルギー課長 環境政策課長 管理課長
産業文化部	商工勤労課長 農政課長
教育委員会事務局	学校教育課長